木が確認されているため、生息や繁殖に極力影響を与えないよう、工事の騒音・振動の軽減措置等を講じることとしている。グンバイトンボについては、工事で発生した濁水が生息環境に影響を及ぼす可能性があることから、濁水処理対策等を講じることとしている。その他の動物については、同様の生活環境が周辺に広くみられることから、影響は極めて小さいと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているデンジソウ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャが確認されている。このうち、デンジソウについては、生育地が本件区間から離れていることや生育環境が周辺に広くみられることから、影響は極めて小さいと予測されている。カワヂシャについては、生育地が橋梁部であり、河川の水際については、本件事業による生育環境の変化が小さいと考えられることから、影響は極めて小さいと予測されている。

また、これらの種について工事による改変箇所で生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、確認調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、新名神高速道路の川西ＩＣ（仮称）へ安全かつ円滑にアクセスすること及び川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線と一般国道173号を東西方向に安全かつ円滑に結ぶことを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、自転車歩行者道を備えた一般道区間４車線とランプ区間２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成７年７月14日に都市計画決定され、平成23年12月27日に変更決定された都市計画と、法面形状等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員狭小区間の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしていること、歩道未整備区間の存在により歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていること、新名神高速道路の川西ＩＣ（仮称）の供用に伴う交通量の増加が見込まれていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、川西市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県川西市役所

○九州地方整備局告示第百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大分県建築住宅センター

三(1)　住所の変更

変更前	大分県大分市王子港町１番十七号
変更後	大分県大分市生石二丁目１番三十四

(2)　変更年月日

平成二十六年五月七日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

議案提出

六月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝外二名提出）

衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝外二名提出）

議案送付

六月五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

養豚農業振興法案

花きの振興に関する法律案

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

小規模企業振興基本法案

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

議案通知

六月五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書（大熊利昭提出）

医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問主意書（大西健介提出）

医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問主意書（大西健介提出）

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問主意書（辻元清美提出）

参議院

議事日程

六月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

平成二十六年六月六日（金曜日）

午前十時開議

第一　不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）